

特定非営利活動法人

CANPUS

定款

第1章 総則

(名称)

この法人は、特定非営利活動法人 CANPUS という。ただし英語名を Creator & Artist Network for Public Utility Service という。

(事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都葛飾区東金町2丁目12番6-110号に置く。

(目的)

第三条 この法人は、世界的にも優秀な、日本の美容技術を活用し、まずは児童やその親を対象に、美容の楽しみ方を児童に指導するセミナー等を開催。児童達に創作を施させる事で、人とのコミュニケーションやスキップを通し、心を開放する児童のメンタルケアを促し、人とのコミュニケーションに重要なホスピタリティー(人をもてなす能力や受け入れる寛容な精神)を培う。またその親達に児童とのふれあいを通し、児童の養育と成長についての責任、自覚を再認識させ、育児支援及び児童の人権擁護や家族平和の推進を図る事で、児童とその親をとりまく環境の健全育成を図る。また美容分野以外での創作活動(写真・映像・音楽・服飾等多業種での)クリエイションを融合し、ネットワークを構築。新しい価値を創造し創作力を高める普及啓発活動を行うことによって「人を引き付ける力=クリエイションは、人を癒せるものである」という使命を持って活動する事で、人の容姿的な外面の魅力演出に加え、精神的な内面の豊かさを向上させていく事を文化芸術クリエイションと提唱。その振興を図る事で心身共に健全で自立心を育み文化的な生活が送れるような、社会の実現に寄与していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次にあげる種類の特定非営利活動を行う

- (1) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (7) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第五条 この法人は、第三条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う

文化芸術クリエーションに関する活動内容を紹介する、ホームページ等による普及啓発事業

- (2) 文化芸術クリエーションに関するセミナー、WORKSHOP、イベント等の開催事業
- (3) 文化芸術クリエーションに関する研究・育成事業
- (4) 文化芸術クリエーションを目的とする個人及び団体との情報交換及びネットワーク構築事業
- (5) 文化芸術クリエーションに関する作品創作活動事業

第二章 会員

(種別)

第六条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

賛助会員 この法人の目的に賛同し支援を希望する個人及び団体

(入会)

第七条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあった時は、正当な理由がない限り、

入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面又は電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第八条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない

(会員の資格の喪失)

第九条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした時。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅した時。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納した時。
- (4) 除名された時。

(退会)

第十条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第十一条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反した時。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第十二条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第三章 役員

(種別及び定数)

第十三条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(退任等)

第十四条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数全体の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 4 法第二十条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になる事ができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第十五条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故ある時又は代表理事が欠けた時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次にあげる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する事。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第十六条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第十七条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第十八条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任する事ができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第十九条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受ける事ができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第四章 会議

(種別)

第二十条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第二十一条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第二十二条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。49条において同じ。）
- (5) 解散における残余財産の帰属先
- (6) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (7) 事業報告及び収支決算
- (8) 監事の解任、役員職務
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第二十三条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次にあげる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした時。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電子メールにより、招集の請求があった時。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集する時。

(総会の招集)

第二十四条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない

(総会の議長)

第二十五条 総会の議長は、その総会に出席した正会員から選出する。

(総会の定足数)

第二十六条 総会は、正会員総数(委任状含め)の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第二十七条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第二十八条 各正会員の表決は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する事ができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会での議事録)

第二十九条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第三十条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第三十一条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第三十二条 理事会は、次にあげる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めた時。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面又は電子メールにより招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第三十三条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があった時は、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第三十四条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第三十五条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第三十六条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第三十七条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名、押印しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第三十八条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第三十九条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第四十条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第四十一条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第四十二条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第四十三条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第四十四条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第四十五条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出する事ができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第四十六条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設ける事ができる。

(予算の追加及び更正)

第四十七条 予算成立後にやむを得ない事由が成立した時は、総会の議決を経て、即定予算の追加又は更正をする事ができる。

(事業報告及び決算)

第四十八条 この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機措置)

第四十九条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第七章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第五十条 この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の四分の三以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第五十一条 この法人は、次にあげる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第五十二条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項にあげる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第五十三条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第五十四条 この法人の公告は、官報に記載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う

第9章 事務局

(事務局の設置)

第五十五条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第五十六条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第五十七条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

第五十八条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。